

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年12月12日(月)午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(7人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	8番	宮 田 一日出

農地利用最適化推進委員(2人)

委 員	大 山 謙 吉
委 員	飯 田 一 夫

農業委員会事務局職員(3人)

局 長	中 村 滋 成
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫

4. 欠席委員(1人)

委 員	7番	羽 田 茂
-----	----	-------

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第 7 号 農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告事項

- ①農地法第 5 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年 12 月の定例総会を開催いたします。それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

12 月の定例総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、師走のお忙しい中、定例総会にご出席頂き、厚く御礼申し上げます。

12 月 1 日に「全国農業委員会会長代表者集会」が東京であり、私と石神局長補佐が参加してきましたので、その報告を致します。

集会は、「農地利用最適化の推進」を加速させる観点で、パネルディスカッションや申し合わせ決議の採択などが行われました。詳細は、全国農業新聞の 12 月 9 日号に掲載されていますので、ご覧頂きたいと思います。

また、この日の午前中に、茨城県選出の与党国会議員に対して要請活動を行いました。衆議院議員に対しては選挙区ごとに行うということで、私たちは 3 区選出の丹羽衆議院議員に要請を行いました。また、参議院議員に対しては常設委員が中心となって行いました。要請の内容は、お手元に「要請のポイント」を配布いたしましたので、後ほどご一読願えればと考えます。

欠員となっています農業委員の件ですが、11 月 28 日の定例議会で同意議案が承認されました。詳細は、総会終了後に報告して頂くことになっております。

また、欠員になっております福岡地区の農地利用最適化推進委員につきましては、本総会で提案させていただきますが、議案どおり承認が得られれば来年 1 月からは農業委員、農地利用最適化推進委員とも定員の各 10 名で活動できることとなります。来年からは、より一層充実した審議、農地利用最適化の積極的な推進を図っていきたいと考えますので、引き続きのご尽力をお願いいたします。

本総会は、議案7件、報告事項2件となっておりますが、審議案件も多くなっていますので、精力的なご審議をお願いしまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員8名中7名であります。羽田委員が所用のため欠席となります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、11月に農地パトロールを実施した2名の農地利用最適化推進委員にも総会に出席していただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

5番中山職務代理者、8番宮田委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は駐車場のための賃貸借、申請地は■■■字■■■番■■■、地目は登記現況とも畑、地積は349㎡でございます。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討、事業経歴書等により、会社・工場のための駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、申請理由はコンビニエンスストア敷地拡張のための賃貸借、

申請地は[]字[]番[]，地目は登記現況とも田，地積は585㎡でございます。申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討，関係法令との調整も行っており，コンビニエンスストア敷地拡張のための許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号3番，申請理由は自己住宅建築のための売買，申請地は[]字[]番[]番，地目は登記現況とも畑，地積は370㎡でございます。申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討，関係法令との調整も行っており，自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号4番，申請理由は資材置場のための使用貸借，申請地は[]字[]番[]番及び[]番の4筆，地目はすべて登記現況とも田，地積は合計1,974㎡でございます。申請地の農地区分は，関東鉄道新守谷駅からおおむね300m以内に位置することから3種農地と判断いたします。事業計画に関する書面，事業経歴書等により，資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして，現地調査を行っていますので，その報告を1番谷口委員お願いいたします。

1. 谷口委員

それでは，報告いたします。

12月5日午前9時から現地調査を行いました。

調査メンバーは齊藤会長，中山職務代理者，菊地委員，私と事務局からは中村局長，中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番，2ページをご覧ください。今回の申請理由は駐車場となっております。隣接地は現在駐車場として使用しており，この駐車場の拡張となっております。別段問題はないと思われま。

受付番号2番，3ページをご覧ください。申請地は，伊奈庁舎北側に位置する信号を東側に入っていった先にある既存のコンビニエンスストアであり，そこの敷地拡張です。既存のコンビニエンスストアの西側の敷地拡張です。別段問題はないと思われま。

受付番号3番，4ページをご覧ください。申請地は，集落の集会所の道路を挟んで南側にある農地への自己用住宅建築となっております。別段問題ないと思われま。

受付番号4番，5ページをご覧ください。申請理由は資材置場となっております。申請

者は以前にも他の農地に資材置場の許可を取得しておりますが、今回以前許可取得した資材置場を地権者に返還することにともない、新たな資材置場の申請となっております。別段問題ないと思われます。

以上でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について質疑に入ります。

議案第1号受付番号1番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号2番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号3番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

受付番号4番について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

宮田委員

1. 宮田委員

借受人は資材置場で以前にも申請しているとのことですが、その点について詳しく説明願います。

1. 事務局（中山主査）

以前にも借受け人は、賃貸借による5条申請により資材置場として許可を取得してはいますが、その資材置場を地権者に返還しております。そのため、新たに資材置場が必要になったため今回の申請となっております。

1. 議 長（齊藤会長）

宮田委員よろしいでしょうか。

外にご質問等ありますか。
ありましたら挙手願います。
(挙手なし)

1. 議長 (齊藤会長)

それでは、質問がないようなので議案第1号について採決に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案の通り許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議長 (齊藤会長)

全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議長 (齊藤会長)

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (中山主査)

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は10件となっております。
6ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも田、1,105㎡の自作地でございます。契約内容は売買で10a当り50万円となっております。

続いて受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、399㎡、■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、336㎡、計735㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続いて受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況とも田、160㎡の自作地、契約内容は売買で10a当り18万7千円となっております。

続いて受付番号4番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況とも田、520㎡の自作地、契約内容は売買で10a当り100万円となっております。

続いて受付番号5番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑、456㎡の自作地、契約内容は売買で10a当り43万8千円となっております。

7ページをご覧ください。受付番号6番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況

とも畑，852㎡の自作地，契約内容は売買で10a当り451万8千円となっております。

続いて受付番号7番，申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，675㎡の自作地，契約内容は受付番号8番との交換となっております。

続いて受付番号8番，申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，674㎡の自作地，契約内容は受付番号7番との交換となっております。

続いて受付番号9番，申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，380㎡の自作地，契約内容は売買で10a当り50万円となっております。

続いて受付番号10番，申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記現況とも畑，303㎡の自作地，契約内容は売買で10a当り50万円となっております。

別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

受付番号1番について，譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり，隣接農地でも同様に水稻の栽培を行っております。

続きまして受付番号2番について，譲受人は申請地で野菜の栽培を行う計画となっております。

続いて受付番号3番について，譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり，隣接農地でも同様に水稻の栽培を行っております。

続いて受付番号4番について，譲受人は申請地で水稻の栽培を行う計画であり，隣接農地でも同様に水稻の栽培を行っております。

続いて受付番号5番及び6番について，法人である譲受人が「先端栽培技術」の研究に伴う実証試験及び普及に必要な技術者育成研修を行うための農地を取得するものです。また，申請地で研究に伴う玉ねぎ・キャベツ・ジャガイモの栽培を行う計画となっております。

続いて受付番号7番について，譲受人は周辺農地，隣接地の山林を所有し，耕作管理しております。申請地についても同様に耕作管理する計画となっております。

続いて受付番号8番について，譲受人は申請地で麦の栽培を行う計画であり，隣接農地でも同様に麦の栽培を行っております。

続いて受付番号9番及び10番について，譲受人は隣接農地を耕作管理しており，申請地についても同様に耕作管理する計画となっております。

また，農地法第3条第2項の各号については調査書のとおり該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは現地調査をおこなっていますので、2番菊地委員報告願います。

1. 菊地委員

はい、報告いたします。

1月25日に齊藤会長、中山職務代理者、谷口委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

受付番号1番、8ページをご覧ください。現在この場所は、隣接する田んぼと一緒に1枚の田んぼとして耕作されており、見たところ別段問題ないと思います。

受付番号2番、9ページをご覧ください。建設中の都市計画道路を挟んだ両側にあり、現在はきれいに耕作されています。孫への贈与ということで問題ないと思います。

受付番号3番、10ページをご覧ください。現在この場所は、隣接する田んぼと一緒に1枚の田んぼとして耕作されており、見たところ別段問題ないと思います。

受付番号4番、11ページをご覧ください。こちらの場所も、隣接する田んぼと一緒に1枚の田んぼとして耕作されており、見たところ別段問題ないと思います。

受付番号5番及び6番については一緒に説明いたします。12ページをご覧ください。譲受人の会社の前に農地があり、利便性も良く、研究開発の目的のために、この農地が必要であり特に問題ないと思います。

受付番号7番及び8番についても一緒に説明いたします。13ページをご覧ください。現在は、麦を播種しており、きれいに畑として耕作されています。ほぼ同面積での交換ということで問題ないと思います。

受付番号9番及び10番についても一緒に説明いたします。14ページをご覧ください。生産組合の事務所の前にあり現在も畑としてきれいに整地利用されており別段問題ないと思います。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

報告が終了しました。それでは議案第2号について質疑に入ります。

受付番号1番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

無いようですので、続いて受付番号2番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号3番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1.. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号4番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号5番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号6番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号7番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号8番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号9番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて受付番号10番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」、採決に入ります。議案第2号について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第2号を原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

受付番号1番につきましては、私に関する事項となるため、つくばみらい市農業委員会会議規則第10条の規定により、一時退席したいと思います。ついては、暫時、議長を中山職務代理者に変わり議事進行して頂きたいと思っております。

（齊藤議長退室）

（中山職務代理者が議長席に移動）

1. 議 長（中山職務代理者）

暫時議長を努めさせていただきます。

それでは、議案第3号受付番号1番について事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」

今月の非農地証明願は2件となっております。

15ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記畑、現況宅地、面積は307㎡となっております。

受付番号1番については、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えます。

以上です。

1. 議 長（中山職務代理者）

ありがとうございました。

現地調査を行っておりますので1番谷口委員報告願います。

1. 谷口委員

私から現地報告をさせていただきます。現在は■■■■の集会所として使用しているところでございます。かなり以前に建物が建てられ現在に至っており、止むを得ないと考えます。

1. 議長（中山職務代理者）

ありがとうございました。

それでは審議に入ります。

議案第3号受付番号1番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（中山職務代理者）

質問がないようなので議案第3号受付番号1番「非農地証明発行可否について」採決に入ります。

議案第3号受付番号1番「非農地証明発行可否について」、非農地証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員賛成）

1. 議長（中山職務代理者）

全員賛成により、議案第3号受付番号1番については、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（中山職務代理者）

議案第3号受付番号1番が終了いたしましたので、齊藤会長と議長を交代いたします。ありがとうございました。

（齊藤会長入室）

（議長交代）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、再び議長を務めさせていただきます。議案第3号受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号受付番号2番について説明いたします。

受付番号2番, 申請地は■■■字■■■番■■■, 地目は登記畑, 現況雑種地, 面積は795㎡となっております。

受付番号2番についても, 茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き(農地転用関係)に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えます。
以上です。

1. 議長(齊藤会長)

現地調査をおこなっていますので, 5番中山職務代理者報告願います。

1. 中山職務代理者

ご報告いたします。

20年くらい前から駐車場として利用しており, 現状では農地に回復できないと考えます。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

報告が終了しました。それでは議案第3号受付番号2番について質疑に入ります。
意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手あり)

栗原委員

1. 栗原委員

今回の申請地の周辺の隣接地も駐車場として利用されていたのでしょうか。

1. 事務局(中山主査)

道路沿いに隣接する2筆については農地転用して駐車場として利用されておりました。

1. 議長(齊藤会長)

よろしいでしょうか。その他, 質問のある委員は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

それでは, 質問がないようなので議案第3号受付番号2番について採決に入ります。議案第3号受付番号2番について, 非農地証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

議案第3号受付番号2番については、全員賛成により、非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局(石神局長補佐)

それではご説明いたします。18ページをご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が18筆47, 413㎡となります。更新は田が27筆45, 574㎡、畑が10筆12, 009㎡、合計37筆57, 583㎡となります。総計は田が45筆92, 987㎡、畑が10筆12, 009㎡合計で55筆104, 996㎡となります。貸手が21人、借手が22人となります。詳細は19ページから21ページとなります。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

説明が終わりましたので、これより審議いたします。審議は一括して進めます。

議案第4号について、質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」に対し賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」は、原案のとおり承認いたします。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。22ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が18筆55,786㎡、畑が23筆24,020㎡、合計で41筆79,806㎡となります。貸手が11人、借手が1人となります。詳細は23ページから24ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。審議は一括して進めます。

議案第5号について、質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」に対し賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」は、原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。25ページをご覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が18筆55,786㎡、畑が23筆24,020㎡、合計で41筆79,806㎡となります。地権者が11人、配分を受ける者が5人となります。詳細は26ページから27ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。審議は一括して進めます。

議案第6号について、質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」に対し賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、全員賛成により原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

議案第7号「農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

議案第7号「農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について」をご説明いたします。

今回議案として提出するのは、欠員となっている福岡地区の農地利用最適化推進委員の

件です。農地利用最適化推進委員としてご承認いただきたい方は高津芳夫氏となります。住所及び生年月日については議案書を参照願います。高津氏は、水稻及びミツバ栽培を行っている専業農家であり、農業に関する知識等も豊富であり農地利用の最適化を進めるうえで適任であることから「農業委員会等に関する法律第17条第1項」の規定により委嘱してよろしいかお諮りするものです。よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第7号について、質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号「農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について」に対し承認する方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

議案第7号「農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、全員賛成により原案のとおり承認いたします。

1. 議長（齊藤会長）

議案は以上です。

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。29ページをご覧ください。

受付番号1番、譲受人、譲渡人、申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買）、地目は登記宅地現況畑、面積は69.28㎡となります。

受付番号2番、譲受人、譲渡人、申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買）、地目は登記宅地現況畑、面積は140.52㎡となります。

受付番号3番、譲受人、譲渡人、申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己

住宅（売買），地目は登記宅地現況畑，面積は165.00㎡となります。

受付番号4番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設（賃貸借），地目は登記畑現況畑，面積は350.00㎡と122.00㎡で合計472.00㎡となります。

受付番号5番，譲受人，譲渡人，申請地はそちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅（売買），地目は登記宅地現況畑，面積は98.22㎡と91.90㎡で合計190.12㎡となります。

以上となります。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。今回の合意解約は18件となります。詳細は30ページから34ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。

12月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し，相違ないので署名捺印する。

平成28年12月12日

つくばみらい市農業委員会

議長 齊藤常夫 

議事録署名委員 中山雅史 

議事録署名委員 和田一日本 